　第４４号議案

　　品川区立幼稚園条例等の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年６月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区立幼稚園条例等の一部を改正する条例

　（品川区立幼稚園条例の一部改正）

第１条　品川区立幼稚園条例（昭和４１年品川区条例第３１号）の一部を次のように改正する。

　　第２条中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

　（品川区立心身障害者福祉会館条例の一部改正）

第２条　品川区立心身障害者福祉会館条例（昭和５２年品川区条例第１１号）の一部を次のように改正する。

　　第６条第１項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第２項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第３項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

　（品川区保育の実施等に関する条例の一部改正）

第３条　品川区保育の実施等に関する条例（昭和６２年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

　　第２条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

　　第３条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

　（品川区立知的障害者グループホーム条例の一部改正）

第４条　品川区立知的障害者グループホーム条例（平成３年品川区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

　　第６条第１項第１号中「第２９条第３項」を「第２９条第３項第１号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

　（品川区立知的障害者福祉施設条例の一部改正）

第５条　品川区立知的障害者福祉施設条例（平成５年品川区条例第３８号）の一部を次のように改正する。

　　第６条第１項中「第２９条第３項」を「第２９条第３項第１号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

　（品川区子ども・子育て会議条例の一部改正）

第６条　品川区子ども・子育て会議条例（平成２５年品川区条例第３０号）の一部を次のように改正する。

　　第１条中「第７７条第１項」を「第７２条第１項」に改める。

　　第２条中「第７７条第１項各号」を「第７２条第１項各号」に改める。

　（品川区立発達障害者支援施設条例の一部改正）

第７条　品川区立発達障害者支援施設条例（平成２５年品川区条例第３８号）の一部を次のように改正する。

　　第７条第１項中「第２９条第３項」を「第２９条第３項第１号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

　（品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部改正）

第８条　品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成２６年品川区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

　　第２６条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

　（品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第９条　品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年品川区条例第２５号）の一部を次のように改正する。

　　第４条第２項ただし書中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改め、同項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改め、同項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

　　第６条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

　　第７条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

　　第８条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

　　第１３条第４項第３号ア(ア)中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア(イ)中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ(ア)中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ(イ)中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

　　第１５条第１項第３号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改め、同項第４号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

　　第２０条第４号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

　　第３５条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

　　第３６条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に改める。

　　第３７条第２項および第３９条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

　　第４４条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

　　第５１条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

　　第５２条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

　（品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正）

第１０条　品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成２７年品川区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

　　第２条第２項第１号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第２号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

　（品川区立障害児者総合支援施設条例の一部改正）

第１１条　品川区立障害児者総合支援施設条例（平成３０年品川区条例第４７号）の一部を次のように改正する。

　　第７条第２項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

　（品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例の一部改正）

第１２条　品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例（令和４年品川区条例第４７号）の一部を次のように改正する。

　　第６条第１項の改正規定中「第２９条第３項」を「第２９条第３項第１号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。